

秋田県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	古井内大久 保停車場線	潟上市昭和豊川槻木字荒屋25番2から8番1	7.97～14.34	0.082
	新	古井内大久 保停車場線	潟上市昭和豊川槻木字荒屋25番2から8番1	7.97～11.85	0.082

2 供用開始の期日 令和8年3月27日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和8年3月27日（金）から同年4月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）